

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、その株式に係る株券を 発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 当社は、<u>単元未満株式に係る株券 を発行しない。ただし、株主のため に必要と認めるときはこの限りでは ない。</u> 第 9 条 (条文省略) (単元未満株主の権利) 第 10 条 当社の単元未満株主(実質株主 を含む。以下同じ。)は、次に掲げる 権利以外の権利を行使することがで きない。 1. 法令により定款をもってしても制 限することができない権利 2. 株主割当による募集株式及び募集 新株予約権の割当てを受ける権利 3. 単元未満株式買増請求をする権利 (株主名簿管理人) 第 11 条 当社は株式につき、株主名簿管 理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、 これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。)及び株券喪失登録 簿の作成並びに備え置き、その他の 株主名簿、株券喪失登録簿に関する 事務は株主名簿管理人に委託し、当 会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び 手数料は、法令又は本定款のほか、 取締役会が定める株式取扱規則によ る。 第 13 条 (条文省略) (基準日) 第 14 条 当社は毎年 3 月 31 日の株主名 簿に記載または記録された株主をも って、その事業年度に関する定時株 主総会において権利を行使すべき株 主とみなす。</p>	<p>(削除) (単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 (削除) 第 8 条 (条文現行どおり) (単元未満株主の権利) 第 9 条 当社の単元未満株主は、次に掲 げる権利以外の権利を行使すること ができない。 1. 法令により定款をもってしても制 限することができない権利 2. 株主割当による募集株式及び募集 新株予約権の割当てを受ける権利 3. 単元未満株式買増請求をする権利 (株主名簿管理人) 第 10 条 当社は株式につき、株主名簿管 理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、 これを公告する。 当社の株主名簿の作成及び備え置 き、その他の株主名簿に関する事務 は株主名簿管理人に委託し、当 会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第 11 条 当社の株式に関する取扱いは、 法令又は本定款のほか、取締役会が 定める株式取扱規則による。 第 12 条 (条文現行どおり) (基準日) 第 13 条 当社は毎年 3 月 31 日の株主名 簿に記載された株主をもって、その 事業年度に関する定時株主総会にお いて権利を行使すべき株主とみな す。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条～第 34 条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 14 条～第 33 条 (条文現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他株券喪失登録に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 21 年 1 月 6 日から起算して 1 年を経過した時をもって削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 24 日(水)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 24 日(水)

以 上